

# 岐阜県公報

号外(一) 平成二十一年五月二十日

## 目次

### 公 示

岐阜県新河川情報システム開発業務に関する一般競争入札  
公告

(河川課) へい  
一

### 公 示

岐阜県新河川情報システム開発業務に関する一般競争入札公告

岐阜県新河川情報システム開発業務について、一般競争入札を行うので、岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第三百二十号)第四条の規定により公告する。

平成二十一年五月二十日

岐阜県知事 古田 肇

#### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名  
築河情 1号 岐阜県新河川情報システム開発業務
- (2) 業務実施場所  
県内一円
- (3) 業務概要  
岐阜県新河川情報システムの開発及び保守  
ア 機器仕様設計  
イ ソフトウェア詳細設計  
ウ ソフトウェア開発  
エ 試験・切替  
オ 仮運用  
カ システム保守
- (4) 工期  
平成28年3月31日まで

<p>(5) 基準価格 有</p> <p>(6) 制限価格 無</p> <p>(7) 本業務は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象業務とする。なお、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得た場合に限り書面で提出すること（以下「紙入札方式」という。）ができる。</p> <p>2 入札参加者の資格に関する事項</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者であること。</p> <p>(3) 建設業法に規定する電気通信工事に係る岐阜県建設工事請負業者等入札参加資格審査の総合点数が750点以上あること。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）がなされている者（更生手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。</p> <p>(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。</p> <p>(6) 岐阜県から、岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づく資格停止措置を、入札参加資格確認申請期限日から当該工事の本契約締結の日までの期間内に受けていないこと。</p> <p>(7) 平成11年度以降に完成引き渡しの済んでいる、河川情報システムに関する開発業務を元請けとして国又は地方自治体より受注した実績を有すること。</p> <p>3 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法</p> <p>(1) 交付期間 平成21年5月20日（水）から平成21年7月1日（水）までの毎日（電子入札システム運用時間に限る。）</p> <p>(2) 交付方法 電子入札システム上に掲載した入札説明書等をダウンロードすることにより交付</p>	<p>する。</p> <p>(3) その他 電子入札システムによる交付が受けられない者は、次により閲覧することができる。</p> <p>ア 閲覧期間 平成21年5月20日（水）から平成21年7月1日（水）までの毎日（県の機関の休日を除く。）午前9時から午後4時まで。</p> <p>イ 閲覧場所 岐阜県県土整備部河川課管理調整担当 〒500 8570 岐阜県岐阜市数田南2丁目1番1号 電話番号 058 272 1111（内線3724）</p> <p>4 業務担当課 岐阜県県土整備部河川課河川管理担当 〒500 8570 岐阜県岐阜市数田南2丁目1番1号 電話番号 058 272 1111（内線3727）</p> <p>5 入札参加資格確認の申請 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）に入札説明書に規定する書類等を添付した上で、次に定めるところにより電子入札システムを用いて提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。ただし、紙入札方式の場合は、持参による提出を認める（郵送又は電送によるものは受け付けない。）。</p> <p>(1) 電子入札システムによる提出期間 平成21年5月20日（水）から平成21年6月3日（水）までの毎日（電子入札システム運用時間に限る。）。ただし、平成21年6月3日（水）にあつては午後4時まで。</p> <p>(2) 持参の場合の提出期間 平成21年5月20日（水）から平成21年6月3日（水）までの毎日（県の機関の休日を除く。）午前9時から午後4時まで。</p> <p>(3) 持参の場合の提出場所 岐阜県県土整備部河川課管理調整担当 〒500 8570 岐阜県岐阜市数田南2丁目1番1号</p> <p>6 入札手続等</p>
--	--

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式によることができる。

(1) 入札執行の日時  
平成21年7月2日(木) 午前10時

(2) 入札執行の場所

岐阜県庁7階 会議室

〒500 8570 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号

(3) 電子入札システムによる入札の締切日時

平成21年7月1日(水) 午後4時

(4) 紙入札方式の場合の入札方法は持参とし、郵送又は電送による入札は認めない。

ア 持参の場合の提出場所

岐阜県県土整備部河川課管理調整担当

〒500 8570 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号

イ 持参の場合の提出期限

平成21年7月1日(水) 午後4時

(5) 基準価格を設けた場合で、入札者が基準価格を下回った場合は、入札保留とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認められるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見聴取等の調査を行い、落札候補者の決定をする。この調査期間に伴う当該業務の工期延長は行わない。

(6) 適正な入札を執行するため収支等命令者が必要があると認めるときは、入札書等を抽選により選定することがある。この場合において、選定する入札書等の数は、収支等命令者が抽選の際に示す。

(7) 入札後の入札参加資格の確認

開札の結果、落札候補者となった者は、詳細な入札参加資格の確認を行うので、入札参加資格確認資料を業務担当課へ提出すること。

(8) 落札候補者の決定方法

ア 岐阜県会計規則(昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。)第111条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格の者を原則として落札候補者とする。ただし、基準価格を設定した場合ですべての入札者が基準価格以上であった場合は、最低価格の者を落札候補者とする。  
なお、6の(5)で入札保留があった場合は、後日落札候補者を決定する。

イ 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札候補者を決定する。  
なお、落札となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 一度提出した入札書は、これを書換え、引替え又は撤回をすることはできない。  
オ その他入札執行については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令及び規則に定めるところによる。

(9) 入札保証金及び契約保証金

規則第114条に該当するときは、免除する。

(10) 入札の無効に関する事項

本公告に示した入札参加資格のない者及び申請書等に虚偽の記載をした者の入札、入札に関する条件に違反した入札並びに規則第130条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(11) 入札又は開札の中止及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。この場合における損害は、入札者の負担とする。

(12) 落札の無効に関する事項

落札者が、落札の通知を受けた日から、原則として1週間以内に契約(仮契約)を締結しないときは、その落札は無効とする。

(13) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(14) 該合その他不正行為があった場合の違約金

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の3及び同法第198条に規定する違反行為が認められた場合は、違約金として契約金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。

